

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第27号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和62年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害の報告)</p> <p>第4条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかにその旨を報告させなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定の通知)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の職氏名</p> <p>(2)から(5)まで <省略></p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第4条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる災害が発生した場合は、その指定する者に、速やかにその旨を報告させなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定の通知)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の<u>長</u>の職氏名</p> <p>(2)から(5)まで <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。